

環境行動事業所認定制度のご案内

川崎市では、環境保全に係る自主的な取組を実施している指定事業所を「環境行動事業所」に認定しています。環境行動事業所に認定されると、条例に係る規制基準を自ら管理できる事業所と認められ、条例に基づく市への手続きが免除される等のメリットがあります。

○環境行動事業所認定制度とは

環境保全に係る自主的な取組を実施している指定事業所が、条例に規定する要件を満たす場合、事業所からの申請により「環境行動事業所」として認定する制度です。認定期間は、認定の要件であるISO14001の有効期間と一致し、最長で3年間です。

○環境行動事業所認定取得のメリット

- (1) 指定施設設置時の事前許可の免除等、市条例に係る手続きが簡素化されます。(裏面参照)
- (2) 一定規模以上の事業所に提出を義務付けている「環境負荷低減行動計画」の提出が免除されます。
- (3) 事業所に「環境行動事業所」の表示板を掲示することが出来るようになります。
- (4) 本市ホームページに環境に関する積極的な取組を行っている事業所として、企業名を公表します。

○認定を受けるのに必要な要件

- (1) ISO14001の認定を受けている。若しくはISO14001の登録に当たっての要求事項を満たすと審査登録機関に証明された独自のマネジメントシステムを実施していること
- (2) 環境マネジメントシステムを実施し、その取組みを自ら公表していること
- (3) 環境への影響が大きな事故や、環境の保全に係る管理体制の重大な欠陥に起因したと認められる事故が発生した場合は、その事故が発生した日から3年以上経過していること
- (4) 公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと

○認定を受けるのに必要な書類

- (1) 環境行動事業所認定申請書（第18号様式）
- (2) ISO14001認定証の写し、若しくはISO14001相当の環境マネジメントシステムを実施していること証明する審査登録機関の証明書の写し
- (3) 環境報告書
- (4) 当該事業所に設置される指定施設の一覧
- (5) 環境行動事業所認定に係る欠格事項確認書

○環境行動事業所に係る市条例の手続き

環境行動事業所に係る主な手続きは以下のとおりです。指定施設を新たに設置する際の変更許可申請等の手続きが免除されます。

申請書等の名称	主な申請等の事由	環境行動事業所
環境行動事業所認定申請書 (随時)	指定事業所が環境行動事業所になるとき	
指定事業所に係る変更届出書 (変更日から 30 日以内)	1. 届出者の住所、氏名、代表者を変更したとき 2. 指定事業所の名称、所在地を変更したとき 3. 指定事業所の業種を変更したとき 4. 指定作業の廃止 5. 指定施設の使用の廃止又は除却 6. 排水の排出先の変更	1~3のみ○ (4~6は免除)
環境行動事業所に係る変更届出書 (変更日から 30 日以内)	以下の事項を変更したとき ・ 環境管理、監査の体制 ・ 環境の保全に関する方針 ・ 指定作業及び指定作業を行うために配置される施設の概要 ・ 環境マネジメントシステムに関する事項 ・ 環境の保全に関する基本方針を達成するための行動目標 ・ 環境報告書の作成年月日	○
指定事業所に係る変更許可申請書 (標準処理期間 35 日)	・ 指定施設を新たに設置するとき ・ 公害防止装置を設置、変更又は廃止するとき ・ 新たに有害物質を使用するとき 等	免除
指定事業所に係る環境配慮書 (変更許可申請と同時)	一定の条件に該当する指定事業所が変更許可を申請するとき	免除
指定事業所に係る変更完了届出書 (完了日から 15 日以内)	変更許可を受け、変更が完了したとき	免除
指定事業所に係る変更計画中止届出書 (中止日から 30 日以内)	変更許可を受けた後、変更を中止したとき	免除
指定事業所に係る変更計画届 (変更日の 30 日前まで)	・ 指定事業所の敷地境界線を変更するとき ・ 指定施設の構造を変更するとき ・ 排水の系統を変更するとき 等	免除

※ 上記の他、指定事業所を承継したときは「指定事業所に係る地位承継届出書」、廃止したときは「指定事業所廃止等届出書」の提出が必要です。

お問い合わせ

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

電話 044-200-2506